

浜松市規則第43号

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(添付書面等の省略)		(添付書面等の省略)	
第8条 条例第7条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第8条 条例第7条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
書面等	措置	書面等	措置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次の各号のいずれかに掲げる措置 (1)・(2) (略) (3) 個人番号カードの市の機関等への提示	1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次の各号のいずれかに掲げる措置 (1)・(2) (略) (3) 個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の5第1項に規定する特定在留カード等の市の機関等への提示
2 (略)		2 (略)	
3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次の各号のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市の機関等への提供 ア (略) イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号 ウ (略) (2)・(3) (略)	3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次の各号のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市の機関等への提供 ア (略) イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号 ウ (略) (2)・(3) (略)
4・5 (略)		4・5 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(あらし)

この規則は、申請等において確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合に住民票の写し又は住民票記載事項証明書の添付を要しないこととする書面等について、特定在留カード等を加えるものです。